

## 金沢大学におけるFD活動指針

平成21年3月9日	FD委員会承認
平成21年4月10日	教育企画会議承認
平成26年9月12日	教育企画会議改正
平成28年7月26日	FD委員会改正
平成29年3月10日	教育企画会議改正
令和3年6月4日	FD委員会改正
令和3年6月11日	教育企画会議改正
令和5年1月18日	FD委員会改正
令和5年3月10日	教育企画会議改正
令和8年3月6日	FD委員会改正
令和8年3月13日	教育企画会議改正

本学は、社会の信頼に応える学士課程並びに大学院課程教育を実現するために、社会的要請に的確に対応し、本学が掲げる教育研究上の目的に根ざした人材を育成することができるように、質の高い教育を実施する責務を負っている。

金沢大学学則第3条において、本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うことを定めている。もとより、授業の内容及び方法の改善は、各教員や部局等において地道に積み重ねられてきたものであるが、今後は、それらの改善に向けての取組みを、計画・実践・評価・改善のサイクルの中に位置づけ、より組織的かつ継続的に行うことにより、実質的な改善へと繋げていかなければならない。

本指針に基づき、本学のFD及びSD活動がますます活発となり、一層本学の教育の質の向上及び学生支援の推進に繋がることを期待する。

### (目的)

第1 この指針は、金沢大学におけるFD及びSD活動についての基本的事項を定め、授業の内容及び方法の改善、教職員による様々な学生支援及びそのための研究・教育に関する研修についての取組みを明らかにすることにより、本学の教職員及び部局等のFD及びSD活動を推進し、もって教育の質の向上を図り、学生支援の円滑な遂行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この指針において、「FD」(ファカルティ・ディベロップメント)とは、授業の内容及び方法の改善等による教育の質の向上並びに学生の心身の保護とキャリア形成を促進する等の学生支援を図るための教員及び部局等の研究、研修等の自発的取組みをいう。

2 この指針において、「SD」(スタッフ・ディベロップメント)とは、教育研究活動等の

適切かつ効率的な運営を図るために必要な知識及び技能の習得並びに能力及び資質の向上を図るための教職員の研修等の自発的取組みをいう。

- 3 この指針において、「B S D (バックアップ・スタッフ・ディベロップメント)」とは、S D活動のうち、教員のF D活動を支援すること、学生の心身の健康を保護すること、及びキャリア形成を促進する等の学生支援を図るための職員の研修等の自発的取組みをいう。
- 4 この指針において、「教職員」とは、本学の常勤及び非常勤の教職員をいう。
- 5 この指針において、「指導補助者(教員を除く。)」とは、ティーチング・アシスタント、高度ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタントをいう。
- 6 この指針において、「部局等」とは、教職員個人を除き、学域・学類・研究科・センター等、F D活動に関して、組織的取組みを実施する主体をいう。

#### (教職員及び部局等の責務)

- 第3 本学の教員は、金沢大学学則第3条(自己点検評価及び研修等)及び金沢大学大学院学則第21条(授業の方法等)に基づき、個人として、積極的にF D活動に取り組むとともに、職務上必要に応じて、S D活動に取り組む。
- 2 本学の職員は、職務上必要に応じて、S D活動に取り組む。
- 3 部局等は、教員のF D活動を促進するために、組織的に授業の内容・方法の改善及び学生支援のための取組みや研修の計画を策定するとともに、その実施内容等を点検し、報告書を毎年度作成する。

#### (F D委員会の業務)

- 第4 F D委員会は、金沢大学F D委員会規程第3条に基づき、本学におけるF D及びB S D活動並びに本指針に関する事項を審議する。
- 2 F D委員会は、全学におけるF D活動に関する状況等を把握するとともに、それらの情報が全学的に共有されるよう努める。
- 3 F D委員会は、部局等の作成した報告書に基づき、当該年度の全学におけるF D活動に関する報告書(以下、「年度報告書」という。)を作成し、それを教育企画会議に報告する。

#### (F D委員会委員長による改善の措置等)

- 第5 F D委員会委員長は、部局等のF D活動の改善に必要と認めた場合、F D委員会の議に基づいて、改善のための適切な措置等を講ずるとともに、それを教育企画会議に報告する。

#### (年度報告書の公開)

- 第6 F D委員会委員長は、年度報告書を公表する。

#### (部局等の改善に向けての取組み)

- 第7 部局等は、自らF D活動の実施に努めるとともに、その活動内容等について、継続的に改善に努める。

- 2 部局等は、優れたFD活動を行っている教員への表彰や、研修会参加についての証明書発行等の、FD活動推進のための取組みを行うことができる。

(FD活動等への支援)

- 第8 教学マネジメントセンターは、FD、SD、BSD活動及び指導補助者（教員を除く。）への研修に対して、必要な支援を行う。